

長期ビジョン（第5章）及び仮称：復興推進計画（復興プラン）の概要案について

東日本大震災津波からの復興は、引き続き、県政の最重要課題であることから、最上位計画である次期総合計画にも復興を明確に定めることとしている。

- 復興基本計画⇒長期ビジョン
- 復興実施計画⇒仮称：復興推進計画（復興プラン）

1 項目立て

(1) 長期ビジョン全体

- 第1章 はじめに
- 第2章 理念
- 第3章 将来像
- 第4章 現状認識・展望
- 第5章 復興推進の基本方向**
- 第6章 政策推進の基本方向
- 第7章 長期的・政策横断的に取り組む重要構想
- 第8章 地域振興の展開方向
- 第9章 県政運営の基本姿勢（多様な主体との協働、市町村との連携等）

第5章 復興推進の基本方向

- 第1 復興の位置づけ
- 第2 復興の目指す姿
- 第3 復興の推進の基本的な考え方
- 第4 復興推進に向けた取組み
- 第5 復興の進め方

(2) 仮称：復興推進計画（復興プラン）

- はじめに
- 第1 仮称：復興推進計画（復興プラン）の考え方
- 第2 仮称：復興推進計画（復興プラン）の施策

2 長期ビジョン（第5章「復興推進の基本方向」）

(1) 概要

※ 下線部分は復興基本計画からの追加部分

第1 復興の位置づけ

- ・ 復興基本計画から次期総合計画への移行
- ・ 次期総合計画にも県政の最重要課題である復興を明確に位置づけ、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に位置付けた2つの原則を引き継ぐ。
- ※ 2つの原則⇒「一人ひとりの幸福追求権を保障すること」、「犠牲者の故郷への思いを継承すること」

第2 復興の目指す姿

「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」（復興基本計画から継続）

- ・ 安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興
- ・ 地域社会づくりを通じた復興
- ・ 被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興
- ・ 三陸の海が持つ多様な資源などの特性を生かした復興
- ・ 開かれた復興
- ・ 未曾有の大災害から得た教訓を次世代に継承するとともに、復興の姿を国内外に発信することにより、将来に生かしていく。

第3 復興の推進の基本的な考え方

1 復興基本計画期間内の整備が完了しなかった一部の社会資本等については、「津波対策の基本的考え方」を踏まえて、引き続き整備を進める。

2 より良い復興を実現するための4つの柱

「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」＋「未来のための伝承・発信」

第4 復興推進に向けた取組み

【取組の体系】

4つの柱	取組
安全の確保 【継続】	<p>① 防災のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり ・ 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり <p>② 交通ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い交通ネットワークの構築
暮らしの再建 【継続】	<p>③ 生活・雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援 ・ 雇用維持・創出と就業支援 <p>④ 保健・医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備 ・ 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援 <p>⑤ 教育・文化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実 ・ 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承 ・ 社会教育・生涯学習環境の整備 ・ スポーツ・レクリエーション環境の整備 <p>⑥ 地域コミュニティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの再生・活性化 <p>⑦ 市町村行政機能支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機能の回復

<p>なりわいの再生 【継続】</p>	<p>⑧ 水産業・農林業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築 ・ 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築 ・ 漁港等の整備 ・ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現 ・ 地域の木材を活用する加工体制等の再生 <p>⑨ 商工業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組 ・ ものづくり産業の新生 <p>⑩ 観光</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源の再生と新たな魅力の創造 ・ 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組
<p>未来のための伝承・発信 【新規】</p>	<p>⑪ 事実・教訓の伝承</p> <p><u>東日本大震災津波の事実を踏まえ、被災された方の故郷への思いや未曾有の大災害から得た教訓を確実に伝承し、「防災文化」として将来に生かす。</u></p> <p><u>(想定される取組項目)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>津波復興祈念公園の整備・運営</u> ・ <u>東日本大震災津波伝承館の整備・運営</u> ・ <u>記録収集と教訓の継承・伝承</u> ・ <u>防災知識の普及啓発と次世代の人材育成</u> <p>⑫ 復興情報発信</p> <p><u>継続的な支援・参画を促進するとともに、将来にわたって復興への取組等に対する理解を深めるため、復興情報の積極的な発信を行う。</u></p> <p><u>(想定される取組項目)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>重層的な情報発信</u> ・ <u>三陸防災復興プロジェクト 2019 の開催</u>

※1 項目名等については、仮称：復興推進計画（復興プラン）に記載する構成事業の内容等を踏まえて、今後見直すことがある。

※2 仮称：復興推進計画（復興プラン）における事業の期間

仮称：復興推進計画（復興プラン）において、構成事業が①2020年度までの完了を想定する事業、②2021年度以降も当面の間継続する事業、③復興の取組として永続的に実施する事業のいずれに該当するか分かるよう明記する。

第5 復興の進め方

- ・ 次期総合計画においても有識者からの意見や提言を踏まえて、復興の取組を進める。
- ・ 2019年度以降の復興事業に必要な財源は確実に確保し、必要な取組は最後まで実施する。

復興基本計画 ⑨⑧	→ 長期ビジョンにおける対応案
はじめに① 序章③	「第1 復興の位置づけ」
第1章 被災状況⑥	巻末資料等の中で必要に応じて記載
第2章 復興の目指す姿と3つの原則②	「第2 復興の目指す姿」
第3章 復興に向けたまちづくりのランドデザイン⑨	「第3 復興の推進の基本的な考え方」
第4章 復興に向けた具体的取組⑦	「第4 復興推進に向けた取組み」
第5章 三陸創造プロジェクト⑬	第1章「はじめに」等において取扱について記載
第6章 復興の進め方③	
1 市町村と連携した復興の取組	第9章「県政運営の基本姿勢」
2 県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携	
3 国家プロジェクトとしての復興の提案等	削除
4 他の地方公共団体との連携	第9章「県政運営の基本姿勢」
5 専門家の意見、提言の反映	「第5 復興の進め方」
6 復興財源の確保	
7 計画の進行管理	仮称：復興推進計画（復興プラン）に移行
付属資料（推進体制、策定の経過など）⑮ 用語説明⑤	巻末資料等の中で必要に応じて記載

【三陸創造プロジェクトについて】

復興の先を見据えたプロジェクトである「三陸創造プロジェクト」については、復興計画期間内で取組を進めた成果として、より具体的な展開が図られてきていることから、次期総合計画においては、復興実施計画に記載する取組の内容に応じて、それぞれのプラン等に振り分けて、再構成し、復興計画期間後は、他のアクションプランとも一体となった施策を展開することとしている。

『2つの原則』

(基本方針を貫く2つの原則を継承)

『より良い復興を実現する4つの柱』

(安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信)

「安全」の確保

1 防災のまちづくり

2 交通ネットワーク

「暮らし」の再建

3 生活・雇用

4 保健・医療・福祉

5 教育・文化

6 地域コミュニティ

7 市町村行政機能支援

「なりわい」の再生

8 水産業・農林業

9 商工業

10 観光

未来のための「伝承・発信」

11 事実・教訓の伝承

12 復興情報発信

いのちを守り
海と大地と共に生きる
ふるさと岩手・三陸の創造

3 仮称：復興推進計画（復興プラン）

(1) 概要

※ 下線部分は復興実施計画からの追加部分

はじめに

1 策定の趣旨

- ・ 復興実施計画からの移行を明確に位置づける。
- ・ 第1期から第3期までの流れを端的に振り返る。
- ・ 2020年度までとされている国の「復興・創生期間」と連動しながら、必要な事業については最後まで実施することを明記する。

2 計画の期間 2019年度から2022年度までの4年間

3 計画の構成等

- ・ 4つの柱に基づく取組ごとに実施を予定する事業を掲載することを明記する。
- ・ 当該事業は、第3期実施計画の掲載事業を精査した上で引き継いだものであることを明記する。

第1 仮称：復興推進計画（復興プラン）の考え方

1 全体の取組方向

交流を力に、多様な主体の連携と県民みんなの参画により、被災者一人ひとりの復興を成し遂げ、より良い復興につなげる「三陸復興・創造」（第3期実施計画から継続）

2 重視する視点

「参画」「交流」「連携」（第3期実施計画から継続）

3 より良い復興を実現するための4つの柱

(1) 安全の確保（第3期実施計画から継続）

防災文化を醸成、継承しながら、災害に強い安全なまちづくりを実現
～地域とともに国・地方の総力で復興まちづくりを進める～

(2) 暮らしの再建（第3期実施計画から継続）

恒久的な住宅への移行とコミュニティの再構築を支援し、お互いに支え合い、安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現
～多様な主体の参画と連携によって、被災者の生活をきめ細かくサポートする～

(3) なりわいの再生（第3期実施計画から継続）

地域資源を活用した産業振興や交流人口の拡大により、地域のなりわいを再生し、地域経済を回復
～多様な主体と連携し、地域資源の価値の発掘・向上と発信を強化する～

(4) 未来のための伝承・発信（新規）

二度と同じ惨禍を起こすことがないように、未来のために震災の教訓等を伝え、発信
～多様な主体の参画と連携により、教訓の伝承と復興情報の発信を強化する～

4 復興の推進上の共通的課題への対応

- ・ 復興事業の進捗に合わせた人材の確保
- ・ 予算の確実な措置による事業の着実な推進

5 計画の推進

他のプランと連携した復興の推進について記載する。

第2 仮称：復興推進計画（復興プラン）の施策

1 施策体系

- 4つの柱に基づく取組ごとに実施を予定する事業を列举する。
- 構成事業は、第3期実施計画の掲載事業を精査した上で引き継ぐことを基本とする。
- 列举にあたっては、当該事業が①2020年度までの完了を想定する事業、②2021年度以降も当面の間継続する事業、③復興の取組として永続的に実施する事業のいずれに該当するか分かるよう明記する。

2 構成事業の概要と実施年度

- 第3期実施計画の記載の例により、実施を予定する事業の概要について記載する。
- 2020年度までの復興事業の完了を見据え、計画値については、同年度までの計画値を記載することを基本とする。（③復興の取組として永続的に実施する事業については、2022年度までの計画値を記載）

【イメージ①：2020年度までの完了を想定する事業】

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度					
				~2018	2019	2020	2021	2022	2023~
1	三陸復興道路整備事業（橋梁耐震化等）	県	復興道路として内陸部と三陸沿岸地域を結ぶ横断軸の高規格幹線道路等や、復興支援道路として内陸部から沿岸各都市等にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路等、復興関連道路として水産業の復興を支援する道路等について、補修を実施。また、復興道路及び復興支援道路のうち第1次緊急輸送道路の橋梁耐震化を実施 ・橋梁の補修完了数：●橋（2019・2020） （全体：▲橋/復興基本計画期間：■橋） ・橋梁の耐震補強完了数：●橋（2019・2020） （全体：▲橋/復興基本計画期間：■橋）	~2018	2019	2020	2021	2022	2023~

【イメージ②：2021年度以降も当面の間継続する事業】

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度					
				~2018	2019	2020	2021	2022	2023~
1	いわて子どものこころのサポート事業	県、市町村	幼児児童生徒の適切な心のサポートを図るため、組織的・継続的に学校を支援 ・スクールカウンセラー等を活用した支援を行う市町村数（2019・2020）：33市町村	~2018	2019	2020	2021	2022	2023~

【イメージ③：復興の取組として永続的に実施する事業】

No.	事業名	事業主体	事業概要	実施年度					
				~2018	2019	2020	2021	2022	2023~
1	震災津波関連資料収集・活用等推進事業	県	東日本大震災津波からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動等に生かすため、「いわて震災津波アーカイブ~希望~」に資料を蓄積するとともに、その活用を促進 ・アーカイブの閲覧件数（2019~2022） 50万件	~2018	2019	2020	2021	2022	2023~

(2) 復興実施計画⇒仮称：復興推進計画（復興プラン）

第3期復興実施計画	→ 仮称：復興推進計画（復興プラン）
<p>はじめに</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 計画の構成等</p>	<p>はじめに</p> <p>1 策定の趣旨</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 計画の構成等</p>
<p>第1 第2期実施計画の取組の総括</p> <p>1 概要</p> <p>2 3つの原則ごとの進捗状況と課題</p>	<p>※ 復興実施計画の総括については復興レポートに記載</p>
<p>第2 第3期実施計画の考え方</p> <p>1 全体の取組方向</p> <p>2 重視する視点</p> <p>3 復興に向けた3つの原則ごとの取組方向</p> <p>4 復興の推進上の共通課題への対応</p> <p>5 計画の推進</p>	<p>第1 仮称：復興推進計画（復興プラン）の考え方</p> <p>1 全体の取組方向</p> <p>2 重視する視点</p> <p>3 より良い復興を実現するための4つの柱</p> <p>4 復興の推進上の共通課題への対応</p> <p>5 計画の推進</p>
<p>第3 第3期実施計画の施策</p> <p>1 復興に向けた3つの原則に基づく具体的取組</p> <p>(1) 施策体系</p> <p>(2) 構成事業の概要と実施年度</p> <p>(3) 重点的に取り組む事項</p> <p>2 三陸創造プロジェクト</p>	<p>第2 仮称：復興推進計画（復興プラン）の施策</p> <p>1 施策体系</p> <p>2 構成事業の概要と実施年度</p>